



INTERACTION
COUNCIL

「国際政治における要因としての世界宗教」専門家会議終了後の講演
2007年5月8日、ドイツ、チュービンゲン大学グローバル倫理講演

政治家と倫理

ヘルムート・シュミット名誉議長

まず、親愛なるハンス・キュングに感謝したい。私は、1990年代の初期からグローバル倫理プロジェクトを注目してきたので、この招待を受けることがとてもうれしかった。「グローバル倫理という言葉は、ある人々にとっては、あまりにも野心的に見えるだろう。しかし、その目標、あるいは解決すべき任務は、真にそして必然的に極めて野心的なのである。この時点で私は、5大陸から集合した元大統領、首相たちが、インターアクション・カウンシルとして1987年以降極めて類似した共通の目標を打ち立てたことに言及しても多分よいだろう。しかし、我々の作業は、相対的には小さな成功しか収めていない。対照的にハンス・キュングと彼の友人達は卓越している。

私自身、偉大な宗教に共通の道德戒律を考えるよう、私を鼓舞してくれた敬虔なムスリムに感謝している。アブラハムを起源とする三つの宗教と多くの類似点、特に呼応する道德戒律の共通したルーツを、当時のエジプト大統領アンワール・アル・サダットが私に説明してくれてから四半世紀以上経過した。彼は例えば、ユダヤ教の旧約聖書の詩篇、キリスト教の山上の説教、イスラム教のクーランの第4節における平和に対する共通の戒律も知っていた。彼は、もしも人々がこの収斂を認識していたならば、あるいは少なくとも政治指導者たちがそれぞれの宗教の倫理的相似点を知っていたならば、永続的平和は可能であると信じていた。彼はこの点については固い確信を抱いていたのである。数年後、エジプト大統領として、自らの確信に呼応する政治的行動に出、4回の戦争で彼の敵国だったイスラエル国家の首府と議会を訪問し和平を提案し締結した。

私のように高齢になると、両親、兄弟、多くの友人の死を経験する。しかし、宗教過激派によるサダットの暗殺は、他の喪失よりも深く私を動揺させた。私の友人サダットは、平和の戒律に従ったために暗殺されたのである。

私は、後でこの平和の戒律に戻るが、まずは但し書きである。一つのスピーチ、しかも1時間以内限定されたもので、政治家の倫理というテーマをカバーなどしきれない。この理由から、今日私は、多くのコメント、まず、政治と宗教の関係、次に政治における理性と良心の役割、そして最後に妥協する必要性とそれが必然的にもたらす厳格さと一貫性の喪失について語らざるをえない。

I.

さて、平和の戒律に戻ろう。平和の格言は、政治家に絶対的に要求される倫理ないし道德の不可欠な一要素である。それは、ある国とその社会における国内政策にも、対外政策にも平等に適用される。この他にも法則や格言がある。それには当然、世界中の宗教が教え、要求する「黄金則」が含まれる。イマニュエル・カントは、彼の道德法則の形式において、黄金則を単

に再形式化したに過ぎない。それは、一般的に「他人にして欲しいことを他人にもなせ」と表現されている。この黄金則は全ての人に適用される。私は、他の人々とは異なる基本的道徳の規則が政治家に適用されるなどとは思っていない。

しかし、普遍的道徳性の中核をなす規則以下のレベルでは、特定の職業や状況には、多くの特別な適応性がある。例えば、医者たちに尊敬されているヒポクラテスの誓、あるいは裁判官の職業的倫理、あるいは実業家、金貸しない銀行家、従業員もしくは戦争中の兵隊などに要求される特別な倫理規定がある。

私は哲学者でも神学者でもないので、特定の政治倫理の概説や法典を提示し、プラトーンやアリストテレスや孔子たちと競争することなど試みるつもりはない。2500 年もの間、偉大なる著者たちは、政治倫理の全ての要素や部分をまとめ、時には高度に論議をかもしてきた。近代ヨーロッパでは、マキアヴェリないしカール・シュミットからユーゴー・グローシアス、マックス・ウェーバーあるいはカール・ポPPERまでに広がる。他方私は、政治家そして政治的編集者としての人生から - 殆どが我国において、そしてそれ以外は近隣諸国や遠い国との対応から - 私自身が得た洞察を皆様提示することに限定せざるを得ない。

ここで私は、神とキリスト教の議論はドイツでは決して稀有ではないが、他国の政治家との議論や交渉ではそうではなかったという私自身の経験を指摘したい。フランスとオランダで EU 憲法の国民投票が行われた時、それらの国の多くの人にとって、憲法が神への言及を十分にしていないことが反対の決定的な動機であった。政治家の大多数は、憲法の文章で神を引用することを控える方を選んだ。ドイツの憲法である基本法では、その序文に「神の前での責任を意識して」と神が表現されており、第 56 条には宣誓の言葉として「神の助けがありますように」と再び神が出てくる。しかし、その直後に基本法は、「宣誓は、宗教的確約なしに行ってもよい」としている。どちらの場合でも、神がカトリックか新教の神であるのか、ユダヤ教ないしムスリムの神であるのかは、個人の決定に任せてある。

基本法の場合、この文章を起草したのは政治家の大多数だった。民主主義の秩序においては、法の統治の下で、特定の宗教的信仰や文章よりも政治家と彼等の理性が憲法政策において決定的な役割を果たしている。

我々は最近、ヴァチカンが数世紀を経てやっと、かつて政治闘争にも利用されたガリレオの理性に対する評決を覆したことを目撃した。今日、我々は中東の政治勢力と宗教勢力が、いかに人々の精神を巡って流血の争いに閉じ込められおり、我々全員が備えている理性、合理性がいかに繰り返し無視されているかを毎日目撃している。2001 年に、何人かの宗教過激派が、彼等の神に奉仕していることを確信して、ニューヨークで 3000 人の命と共に、自らの命も終らせた時、「神の不在」でソクラテスの死刑判決がなされてからすでに 2500 年も経過していた。明かに、宗教と政治、そして理性の間の絶える事のない対立は、人間の条件の永続的要素なのだろう。

II.

ここで私は個人的経験を加えても良いかと思う。私は、ナチスの時代に成長した。1933 年の初め、私は 14 歳になったばかりだった。8 年間の兵役の間私は、予想された大惨事後の時代には、キリスト教会に希望を繫いでいた。しかし 1945 年後、私は教会が道徳を再確立することも、民主主義と立憲国家を再構築することもできないことを経験した。私自身の教会は、依然として「より高い権力に従え」というパウロのローマ人への書簡でもがいていたのである。

むしろ、最初はヴァイマル時代の経験豊かな政治家たちが、新たな出発で重要な役割を果たした。アデナウアー、シューマッハー、ヒューズたちである。しかし、連邦共和国の出発点で

は、高齢のヴァイマル時代政治家ではなく、ルドヴィグ・エアハルトの信じ難い経済成功と米国のマーシャル援助が、ドイツ人を自由と民主主義、そして立憲国家の支持に回したのである。

この真実を何も恥じることはない。結局は、カール・マルクス以降、我々には経済的現実が政治的確信に影響を及ぼすことが判っていたのだ。この結論は半分ほどしか真実ではないかもしれないが、統治する権力が産業と労働に十分な秩序が保てなければ、全ての民主主義が、危険に瀕するという事実は残っている。

その結果私は、道徳的のみならず政治的にも経済的にも、教会の影響に失望し続けた。私が首相を勤めた頃から四半世紀を経て、私は多くの新しいことを学び、多くの著書を読んだ。その過程で、私は以前知らなかった他の宗教や哲学に関して、若干の知識をえた。この教育が私の宗教的寛容性を強化させた。同時にそれは、私とキリスト教との距離を広げた。しかしながら私は、私自身をキリスト教徒と称し、道徳的退廃に対抗し、多くの人に支援を提供している教会にも籍を残している。

III.

キリスト教の神への言及に関して、私を今日でも悩まし続けていることは - 何人かの宗教家、政治家の間でだが - キリスト教そして他の信仰でも見られる他を排除する傾向である。すなわち、「あなたは間違っているが、私は啓蒙され、私の確信と目的は神に祝福されている」という見解である。我々の異なる宗教やイデオロギーが、全ての人のために努力することを阻止することなど許されてはならないということは、私には長年明瞭だった。つまり、我々の道徳的価値は、実に類似しているからである。我々の間で平和は可能であるのだが、カントが言ったように、我々は常にこの平和を再構築し、「確立」する必要があるのだ。

もしも宗教の信徒たちや聖職者たちが、他の宗教の信徒たちを帰依、改宗させようとする、平和の目的には役立たない。このため、信仰の宣教の裏にある基本的な概念に対する私の態度は懐疑的である。ここでは、私の歴史知識が特別の役割を果たす。すなわち、キリスト教とイスラム教双方が、数世紀におよぶコミットメント、信念、理解からではなく、刀、征服、支配によって広められた事実のことである。中世の政治家たち、すなわち公爵や国王、カリフや法皇は、宣教的思考を充たさせて自らの力を拡大する手段に変え、その目的のために数万人の信徒たちを志願させたのである。

例えば、キリストの名において兵士たちが聖書を左手に持ち、刀を右手に持った十字軍は、私の目には実際には征服のための戦争と映る。近代では、スペイン、ポルトガル、英国、オランダ、フランス、そして最後にドイツがアメリカ大陸、アフリカ大陸、アジア大陸のほとんどを奪うために暴力を行使した。道徳的、宗教的優越性を確信して、これら外地の大陸を植民地化したのかもしれないが、植民地帝国の確立は、キリスト教とほぼ関係なかったのである。むしろ、これらの行為は権力と自己中心的な利益のためになされたのである。あるいは、イベリア半島のリコンキスタ(再征服)を例にあげてみよう。これもキリスト教の勝利のためだけでなく、その中心にあったものは、カトリック教徒の君主、フェルディナンドとイザベラだった。今日インドで、ヒンズーとムスリムが戦う、あるいは中東でムスリムのスンニ派とシーア派が闘っている場面でも、最重要な点は権力と支配であり、宗教と大衆に影響のある聖職者たちはその目的のために使われているだけである。

今日、21世紀の初めにおいて、宗教に動機づけられた、あるいは宗教を装った世界的な「文明の衝突」の本当の危険が発生している。近代化された世界の一部では、宗教を装った権力の動機が、貧困への道理ある怒りや他の人々の裕福さへの羨望と交じり合っている。宣教的動機

が権力への過剰な動機と混合しているのだ。この文脈で、バランスも取れ、自己規制された理性の声が注意を惹くなど困難である。狂喜し、興奮した大衆のなかでは、個々の理性への呼びかけなど全く聞こえない。今日、完全に尊敬に値する民主主義と人権に関する西側のイデオロギーと説教が、全く異なる習慣の下で発展してきた文化に対して、宗教的熱狂と軍事力で押し付けられていることについても同じことがいえる。

IV.

私自身これらの経験から一つの明確な結論を導き出した。すなわち、自分が属する宗派を、自らの権力への願望のための道具にしてしまう政治家、大統領、あるいは首相を信用しないこと。従って次の世界を志向しがちな宗教と現世界の政治を混合させる政治家とは距離を持つこと。

この警戒は、国内・海外の政治に等しく適用されうる。これは又、各国の市民と政治家にも等しく適用される。我々は、他の宗派、教団の信徒をも尊重し、彼らに寛容であるべきだと政治家に要求しなければならない。政治指導者としてこうした能力のない人は、平和 - 我々の国内の平和に対しても、他国との平和に対しても - に対するリスクとして見なされねばならない。

全ての宗教でラビ、神父、牧師、ムーラ、アヤトラが、他の宗教に関する知識を我々から隠してきたことは、悲劇である。むしろ、彼等は他の宗教を非難する風潮で考え、軽蔑さえするように我々に教えてきた。しかし、宗教間の平和を望む人は誰であろうと、宗教的寛容と尊敬を説教すべきなのである。他に対する尊敬には、彼等に関する最低限の知識が必要なのである。私は、3つのアブラハムを伝統とする宗教の他に、ヒンズー教、仏教、神道も同じ尊敬と同じ寛容を求める権利があると長年確信してきた。

この確信のために、私は、世界宗教者会議による「グローバル倫理シカゴ宣言」を歓迎し、それが望ましいだけでなく、緊急に必要なものであると見た。同じ基本的立場から、今から10年前にインターアクション・カOUNシルは、国連事務総長に日本の故福田赳夫の主導で練り上げた「人間の責任に関する世界宣言」を提出した。全ての主要宗教を代表する人々の助けを借りて起草したその宣言は、人間の基本的な原理についている。ここで、私は特にハンス・キュング教授に対し、彼の支援に感謝を表明したい。同時に私は、ウィーンのケーニッヒ枢機卿による貢献も感謝をもって思い起す。

V.

しかし私は又、2500年前、ソクラテス、アリストテレス、孔子、孟子等の後世に多大な影響力を及ぼした人類の教師たちが、表面的には誉めたものの、宗教を必要としなかったことも理解した。彼等にとって、宗教は彼等の仕事の周辺のものでしかなかったからである。彼らに関して我々が知っていることから、ソクラテスは彼の哲学の基礎を、孔子は彼の倫理の基礎を理性のみにおいていたことが判る。彼等の教えのどこにもその基礎を宗教においてははいない。しかし両者とも、今日ですら数百万、数千万の人々の道標なのである。ソクラテスなしにプラトーン - 恐らくイマニュエル・カントもカール・ポPPERも - は存在しなかったろう。孔子と儒教なしに、中国文化およびその歴史的継続性と活力が世界史でも独特な「絹王国」は存在しえたか想像しがたい。

ここで、一つの経験が私にとって重要である。明かに、その創始者が神、予言者、聖典あるいは特定の宗教に帰依せず、自らの理性のみに従ったとしても、卓越した洞察や科学的功績を創出することは全く可能であり、また倫理的・政治的教えも然りであるということである。このことはまた、社会・経済そして政治における功績についても同様に適用されうる。しかし、

我々が住んでいる世界において、この経験が受け入れられるよう「突破」するには、欧米の啓蒙運動の数世紀におよぶ苦闘があったのだ。ここでは、「突破」という表現が科学、技術、産業に関しては正当化されよう。

他方、政治に関しては、不幸にして「突破」という言葉は、啓蒙主義には僅かしか当てはまらない。自らを「神のおかげ」の国王と見なしたヴィルヘルム二世であろうと、神に祈願する米国大統領であろうと、政治においてキリスト教の価値を引用する政治家であろうと、彼等は自らがキリスト教徒であることに宗教的に縛られている。人によっては、キリスト教徒としての宗教的責任ある立場にあると、単純かつ明らかに感じているだろうし、ほとんどのドイツ人が今日そうであるように、この責任を相対的には漠然としか考えていない人もいるだろう。多くのドイツ人は、結局はキリスト教から距離をおいている。多くの人々が教会を去り、神と別れてしまった人達もいるが、彼等は依然として善人であり良き隣人であることに変わりはない。

VI.

今日、大多数のドイツ人は、ある重要で基本的かつ拘束力のある政治的信念を共有している。何よりも、彼等は不可侵な人権と民主主義の原則にコミットしている。この内面的なコミットメントは、明らかに個々の信仰や不信心とは関係なく、その二つの原則のいずれもがキリスト教の教義には含まれていない事実とも関係ない。

キリスト教のみならず他の世界宗教やその聖典も、主として信徒たちに法や義務を強制してきたが、個人の権利となると聖典のどこにもみつからない。他方、我々の基本法の最初の 20 条は、ほとんど全て個人の市民の憲法上の権利に言及しているが、彼等の責任や義務にはほぼ何も言及していない。我々の一連の公民権リストは、ナチス統治下の個人の自由に対する極端な抑圧への健全な反応である。それはキリスト教やその他の宗教の教えに基づいたものではなく、全てが我々の憲法において明確に表明されている一つの基本的価値「不可侵な人間の尊厳」に基づいているのである。

同様に、第一条では、議員であろうと政府当局者であろうと官僚であろうと、あるいは連邦政府、州政府、地方自治体であろうと立法府・行政府・司法府は、直接法律が適用可能とする基本的権利に拘束されている。同時に政治家は、基本法が良いあるいは成功する政治と同様に、貧弱な政治と成功しない政治にも余地を与えていることから、広範な行動範囲をもっている。このため、我々は憲法への遵守に関しては、議員や与党が必要であるのみならず、第二に裁判所による彼らの規制と、第三に投票者と世論による政治の規制が必要なのである。

もちろん、政治家は過失を犯しがちであり、事実間違いを犯す。結局は、彼らも他の市民同様、同じ人間的弱点をかかえ、世論と同様の弱点も持っている。時には政治家は、自発的に決定を迫られることがあるが、ほとんどの場合は決断を下す前に、いくつかの選択肢とそれぞれの結末を考慮するために、複数の人からアドバイスを受ける十分な時間と十分な機会が与えられている。政治家が固定的論理やイデオロギー、所属する政党の権力への固執に流されることを自らに許せば許すほど、識別可能な諸要因と個別の事例における自らの決断の結末を比較・考慮しなくなり、過失・間違い・失敗の危険も増大する。このリスクは、決断が自発的になされる時、とりわけ高まる。いずれの場合も彼はその結末に対する責任を負っており、この責任は往々にして、実に重荷となりうる。多くの場合、政治家は、憲法問題、宗教問題、哲学や理論に関する決断を下す時、手助けは得られないし、自らの理性と判断力に依存する以外ないのである。

このために、マックス・ウェーバーが 1919 年に行った「職業としての政治」と題された、未だに読み応えのあるスピーチで、政治家の「バランス感覚」について語った部分が若干一般的す

ぎたのである。彼は、政治家が「自らの行動には説明責任」を持たなければならないと付け加えた。事実、私は一般的結果のみならず、特に意図されないあるいは受け入れられた後遺症も正当化されなければならないと信じている。政治家の行為の目的は道徳的に正当化されなければならない、彼の手法も同様に倫理的に正当化されなければならない。この「バランス感覚」はまた、いかなる不可避で必要とされる自発的決定に対しても十分でなければならない。しかし、もしも考慮する時間が十分にあるのなら、慎重な分析と熟慮がなければならない。この格言は、極端かつ劇的な場合になされた決定に適用されるのみならず、税務や労働政策などの通常・日常的法案にも適用される。そしてまた、新規の電力発電所や新しい道路に関する決定にも適用される。例外なしに適用されるのである。

換言すれば、政治家は理性に訴えたのでなければ、自らの行動とその結末を良心的に直視できない。良き意図や名誉ある確信のみで、彼らの責任の重荷を軽減することはできない。この理由から、私は常に、究極的結果の倫理と対照的な責任の倫理の必要性を説いたマックス・ウェーバーの言葉を的確だと思ってきた。

しかし同時に我々は、政界入りする多くの人が、理性ではなく彼らの確信によって動機付けされていることも知っている。同様に我々は、国内問題でも対外問題でも、ある決定が理性的熟慮からではなく、人々の確信からなされることも認めなければならない。そして我々は、選挙民の大多数が、誰に投票するかという選択をその時のムードに影響される感情に基づいて決めていることについては、何の幻想も抱いていないことを望む。

しかしながら私は、政治的決定における二つの要素 - 理性と良心 - の重要性について過去何十年もの間講演と原稿で語ってきた。

VII.

この結論がいかに単純かつ不明瞭に聞こえ、また見えたとしても、民主主義の現実からすると、さほど単純ではないことを、私は付け加えなければならない。民主主義政府において、一人の人間が政治的決断を下すことは、実際には例外的である。圧倒的多数の場合、一人の人間ではなく、国民の大多数が決定するのである。これは、法案についても例外なく真実である。

議会において多数を達成するためには、数百人が法案の内容に合意しなければならない。同時に、相対的には重要ではないことが複雑化し、対処を困難にすることもある。この場合、著名な専門家や所属する政党の公認された指導者に頼ることは簡単であるが、ある点に関して数名の議員が異なるが根拠のしっかりした見解を紹介するという事例も多くあり、それは重要なことなのである。彼らに同意してもらうためには、彼らの見解を取り入れなければならない。

つまり、法案と議会の多数による決定とは、これらの個人たち全員が妥協する能力と意思を持たなければならないのだ。妥協なしに多数合意は形成されえない。原則として、妥協できないあるいはその意思のない人は、誰であろうと民主的法案には用はない。確かに妥協は、政治的行動の厳格さや一貫性の喪失を往々にしてもたらず。しかし、議会の民主的議員には、その類の損失を受け入れる意思がなければならない。

VIII.

同様に、妥協は国家間の平和を維持するための外交政策においても常に必要である。例えば今日米国政府が育成しているような国家の聖域的利己主義は、長期的には平和裏に機能しない。

数千年におよぶ、アレクサンダーからシーザー、ジンギスカンからピサロあるいはナポレオンそしてヒトラーやスターリンに至るまで、平和の理想は外交政策の実施において、ほぼ決定的な役割を担わなかった。それはまた同様に、理論的な政府の倫理あるいは政治への哲学の統合においてもほぼ何の役割も担ってこなかった。逆に、数千年の間、そしてマキアヴェリからクローズヴィッツに至るまで、戦争は政治の要素として当たり前にも思われていた。

オランダ人のユーゴー・グローシアスやドイツ人のイマニュエル・カント等の少数の哲学者達が、望ましい政治的理想として平和を今日の地位に押し上げた、ヨーロッパの啓蒙運動までは、数十世紀かかった。しかし、19世紀を通じて主要欧州諸国にとって、戦争は政治の異なる手段として続き、20世紀も同じだった。人々は、戦争を人類の重要な悪であり、回避されるべきものとして見てきた。この見解が東西の指導的政治家にも共有されるには、二つのおぞましい世界大戦まで要した。こうした動きは、国際連盟を設立する試みと今日も存在する国際連合の創設に見られる。それは又、米ソ間の均衡を意図した軍縮協定や、1950年台以降の欧州統一、そして1970年代のドイツのオストポリティーク（東方政策）などにも見られる。

ところで、ボン政府の対モスクワ、ワルシャワ、プラハのオストポリティークは、平和政策の決定的要素の顕著な事例である。すなわち、平和のために行動したい政治指導者は、向こう側の政治指導者（つまり潜在的敵）と話さなければならず、相手の言い分も聞かなければならない。語り、聞き、可能ならば妥協する。もうひとつの事例は、平和のための妥協産物だった1975年の欧州安全保障協力会議の最終声明（ヘルシンキ宣言）である。ソ連は東欧国境線の不可侵性に関する宣言を西側の指導者たちから獲得し、西側は人権について共産主義の国家元首たちから署名を獲得した（これは、後にバスケット・スリー合意として有名になった。）その15年後のソ連崩壊は、ありがたいことに、外部からの軍事進入によるものでなく、権力を広げすぎたシステムの内部崩壊だった。

その逆の負の事例は、イスラエル国家によるパレスチナとそのアラブ隣国諸国への数十年におよぶ戦争と暴力行為である。いずれも相手と話し合わなければ、妥協と平和は単に幻想的希望として終わってしまう。

1945年以来、国連憲章という形で、国際法は国家の問題に軍事力で外部から介入することを禁止してきた。この基本的規則への例外は、安全保障理事会のみが決定することができる。例えば、イラクへの軍事介入は、ましてや虚偽に基づいたものは、確実に非介入の原則違反であり、国連憲章に対する破廉恥な蹂躪である。多くの国の政治家が、この違反について非難されなければならない。同様に、多くの国（ドイツも含む）の政治家は、人道的立場から国際法に反する介入に責任を負っている。例えば、十年以上に及んだバルカン半島での暴力的紛争（ベルグラード爆撃を含む）は、西側の人道主義というマントの裏に隠されてきた。

IX.

しかしながら、私は外交政策へのこの脱線から離れて、議会での妥協に戻りたい。我々の開かれた社会では、世論形成に多大な影響力を持つマスメディアは、時には政治的妥協を「馬の交換」ないし「怠惰な」妥協として扱うが、時には、彼らは非道徳的な政党の規律とされるものに激怒している。他方、世論形成の過程を批判的に精査し続けることは良いことであり、有用であるが、同時に妥協の民主的必要性という定理もその信憑性は続くのである。結局は、個々の議員が夫々の見解をかたくなに守る議会は、国家を混乱に陥れる。同様に、個々の議員がかたくなに夫々の判断に固執すれば、政府は統治不可能に陥る。どの閣僚も、どの議会政党もこれを知っている。全ての民主的政治家は、妥協しなければならないことを知っている。妥協の原則なしに、民主主義の原則はありえない。

しかし、現実的には、悪い妥協もある。例えば、第三者あるいは将来の世代を犠牲にする妥協である。現在の問題を実際には解決していないのに、解決しているかのごとく印象を与える不十分な妥協もある。こうして妥協という必要な徳も、単なる日和見主義の誘惑に直面する。世論あるいは世論のある要素に迎合する妥協への誘惑は、日常茶飯事として繰り返し見られる。このため、妥協する意思のある政治家は、自らの良心に頼らなければならない。

自分の良心に反することから、政治家が行ってはならない妥協もある。こうした場合、唯一の選択肢は、公に反対を表明することであり、場合によっては唯一残された道は辞任か落選である。自らの良心に反することは、自身の名誉と道徳そしてその人間の個人的高潔さへの他人の信頼をも傷つける。

しかし、良心の過失もまたあるのだ。自らの理性もしくじることがあるが、良心も然りである。このような場合、道徳的非難は正当化されないが、恐ろしい損害を被ることもある。このような場合、政治家は後に自分の過失を認め、真実を語るべきか否かの質問に直面する。このような状況では政治家は、ここにいる我々全員がするように、あまりにも人間的な行動に出る。すなわち、公的に良心の過失を認め、我々自身に関する真実を語ることは私たち誰にとっても困難な行為である。

X.

真実に関する質問は、マックス・ウェーバーが政治家の3つの卓越した特質のひとつであると認定した情熱と、時には対照をなす。真実に関する質問は、民主的アテネで2500年前に最も重要な芸術のひとつであると認められ、ある意味では今日のテレビ社会ではさらに重要性を増したレトリックの才能とも対照をなす。選ばれたい人たちは、選挙民に対し、彼らの意図やマニフェストを提示する。そうすることによって、特にテレビの視聴者にアピールしたい場合、後に満たすことができないような約束をする危険に陥る。選挙に出る人たちは皆、誇張の誘惑にかられる。名声への競争そして何よりもテレビの視聴者へのアピールが、昔の新聞購読社会に比較すると、この誘惑を強化してきた。

我々の近代大衆民主主義は、かつてウィンストン・チャーチルが言ったように、我々にとっては - 時に試してみた他の政治形態に比較すると - 真に最善の政府の形であるが、どういう意味からも理想的な形態ではない。大衆民主主義は、過失と欠陥を伴いながら、偉大な誘惑に必然的に悩まされる。決定的に残されているものは、暴力や流血なしに、選挙民が政府を変えられるという正の事実であり、この理由からも議会で過半数を後盾に選ばれた人々は、選挙民に対して自らの行動について説明責任があるのだ。

XI.

情熱とバランス感覚の他に、マックス・ウェーバーは、政治家の第3の特質が責任感であると信じていた。ここで質問なのだが、誰に対する責任なのか。私にとっては、選挙民は、政治家が答えなければならない究極的権威ではない。選挙民は往々にして、極めて一般的で流行を追う決定を下し、往々にして、感情やきまぐれに基づく選択をする。しかし、彼らの多数決は、政治家の服従を伴うのである。

私は、良心に関する多くの神学的・哲学的見解があることを認識しているが、私にとっての究極的権威は私自身の良心である。この言葉は、すでにギリシャ・ローマ時代に使われていた。後に、パウロや他の神学者たちは、神と神が命じた秩序を意識すること、そして同時にこの秩序への違反は罪であると我々が意識することを意味してこの良心という言葉を使った。キリス

ト教徒のある人々は、「我々の内部におられる神の声」について語る。我々の良心に関する理解は、聖書の教えがヘレニズムの世界と接触したことから出現したということ、私の友人リチャード・シュレーダーの著書で読んだことがある。他方、彼の一生を通して、イマニュエル・カントは、宗教がいかなる役割も果たさないなかで、彼の良心の基本的価値を考えたことはなかった。カントは、良心を「人間の正義を内面的裁判所が意識すること」と説明した。

人間が、良心とは人の理性からくるのか、神に由来するのかと信じるか否かは別として、いずれの場合も、人間の良心の存在についてはほぼ疑問の余地はない。キリスト教徒であろうと、ムスリムであろうと、ユダヤ教徒であろうと、懐疑主義者であろうと、自由な考えの持ち主であろうと、成人した人間は良心を持っている。どちらかという静かに付け加えたいのだが、我々は一度以上自らの良心に反する行動をとったことがある。我々全員が「罪悪感の中で」暮らさざるをえなかった。もちろん、このあまりにも人間的弱点を政治家も共有しているのだ。

XII.

私は、職業的政治家として得た30年の体験から学んだいくつかの洞察を皆様に説明した。もちろん、これらは、多層にわたる現実から抽出した極めて限られたものである。最後に、二重の洞察が私自身にとって極めて重要である。まず、我々の開かれた社会と我々の民主主義は、多くの不完全と欠陥に悩まされており、全ての政治家が依然としてあまりにも人間的な弱点をもっていることである。現実的に存在する我々の民主主義が純粋な理想であると考えるのは危険である。しかし、第二に、我々ドイツ人には、我々の大惨事をもたらした歴史のために、我々の全ての力を持って民主主義にしがみつき、民主主義を恒常的に活性化させ、民主主義の敵とは常に立ち向かうあらゆる理由があるのだ。このことに合意できて初めて、我々の国歌の「結束、公正、自由」が正当化されうるのである。